直入小学校いじめ防止基本方針

竹田市立直入小学校

**１　学校いじめ防止基本方針策定の意義**

　いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、すべての児童に関係する問題である。

　「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめに対する組織的対応，とりわけ未然防止にむけた取り組みがより進められている。本校においてもソーシャルスキルトレーニング（ＳＳＴ）や構成的グループエンカウンター（ＳＧE）の研修を積み重ね、各学年が意図的計画的に実践することによりコミュニケーションスキル等の対人関係能力の向上を図っている。また、全校児童による人権集会を開催し、課題意識を持ち、よりよい学校生活をつくっていくための具体的なあり方を探ったり、「直入小人権宣言」を活用したりして、人権意識の高揚をめざしている。また、日々の道徳をはじめとしたすべての教育活動で、自他の違いを認め、互いに尊重し合う心豊かな児童の育成を図っている。さらには、いじめアンケートを定期的に行い、毎回の職員会議に児童の実態交流の時間を設け、全職員が児童個々に対しての共通理解を図り、統一した指導を行うようにしている。

しかし、困りを抱えている児童や友だちと楽しく過ごせていないと感じている児童がいるのは事実である。そこで、本校教職員全員がいじめの発生実態等を正しく理解したうえで、本校としての適切な基本方針を策定し、それに沿って行動していく。それにより，悪口や仲間はずれ等のいじめの減少につながり、一人ひとりの児童にとって学校が「楽しく、自分の居場所のある学校」になるものと考える。

**２　いじめとは**

（１）いじめの定義

　　「いじめ防止対策推進法」によるいじめの定義は

|  |
| --- |
| 「いじめ」とは，児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 |

　　と規定されている。

　これまでの問題行動等の調査における「いじめの定義」とほぼ同様であるが、これまでの「心理的または物理的な攻撃」から「心理的または物理的な影響」と変わっている。　これは，「いじめるつもりでない」行為が、いじめとされる可能性を示している。さらに、「精神の苦痛を感じているものをいう」が「心身の苦痛を感じているものをいう」に変わっている。これらのことから，被害者の立場に立ち、被害者の気持ちを重視することがより明確になったといえる。また、今日的課題である「インターネットを通じて行われるものを含む」と明記されている。

（２）いじめに対する基本的考え方

　　本校では、すべての職員が「いじめはどの学校、どの学級、どの子にも起こりうるものである。」「いじめは犯罪である。」という認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るい学校生活を送ることができること」を念頭に置き指導にあたる。

「いじめ防止対策推進法」の基本理念の３条２項後半で、いじめの防止等の対策は，「いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。」としている。いじめについて子どもたち自身が理解を深めることは、最も根本的な対策だと考える。ただ、いじめの心理や残酷さを理解し、いじめは本当にいけないことだと児童が心から納得するには、発達の段階に応じた計画的な指導が求められる。つまり、学校教育活動全体を通じて行う道徳教育や生徒指導の充実が必要であり、各教科等で進めている言語活動の充実を通した、思考力・判断力・表現力等の育成を図ることも大切である。以上のことを踏まえて、本校ではいじめ防止のための基本姿勢として，、以下の７つのポイントをあげる。

1. いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
2. 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
3. 学校教育活動全体を通じて行う道徳教育や生徒指導の充実を図る。
4. 言語活動の充実を通した、思考力・判断力・表現力等の育成を図る。
5. いじめの早期発見のために、記名式アンケートや気になる児童へのケアなど手段を講じる。

⑥　いじめの防止や早期解決にむけて組織的に対応する。

　　　　○「いじめ防止委員会」を設置する。

　　　　○月１回全職員による児童実態交流をする。

　　⑦　学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

（３）いじめの集団構造と態様

　「いじめ防止対策推進法」の基本理念の３条２項前半で、いじめの防止等の対策は、「全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため・・」としている。これは，「いじめの四層構造」（いじめ問題対応マニュアルから抜粋）にある「いじめる児童生徒，観衆，傍観者」の指導と重なる。

傍観者

観　衆

観衆

（促進作用）

加害者

暗黙の支持

仲裁者

被害者

（抑止作用）

《 いじめ集団の四層構造モデル》

これまで指導してきた「いじめる子はもとより、いじめを見てそれをはやしたてたり、見て見ぬふりをする傍観者的存在をなくし、正義と勇気に目覚めさせること」（児童生徒　の問題行動に関する検討会議緊急提言より抜粋）の指導をより一層充実させることが重要であると考える。

**３　いじめ防止の基本的な方向と取組**

1. 指導体制
2. 子どもに関する情報を教職員全員で収集し、課題を共有する。

確認するための情報を収集する。

生活･人権研での情報交換

子どもの収集する情報を明確にする。

報告メモや連絡ノートの活用。

1. 学校の指導方針が、現状と課題をふまえたものとする。

生徒指導重点事項に照らし、現状の課題を把握する。

主担当者・学級担任が日常的に校長･教頭との現況確認を行う。

子どもの情報は必ず校長へ報告する。

1. 指導における具体的な行動基準を教職員全員で共有する。

指導の具体的行動を全職員で共通理解する。

指導すべき点を全員が共通理解する。

取り組みの全体像と段階的な到達点を示す。

子どもの客観的なデータを示す。

1. 指導における負担を教職員全員で共有する。

主担当者が調整役を行う。

適量な役割分担を行う。

状況に応じて、分担の増減を図る。

1. 随時、取り組みを見直し、対応を修正する。

1. 組織体制

【構成メンバー】 校長・教頭・生徒指導主任・人権教育主任・養護教諭・学級担任・関係教諭・ＳＣ

　※必要に応じて第三者（医師・教育委員会・心理や福祉の専門家など）

　　いじめ防止委員会

・学校いじめ防止基本方針の作成と見直し

・年間指導計画の作成

・校内研修会の企画･立案

・調査結果・報告等の情報整理･分析

・いじめと疑われる案件の事実確認、判断

・配慮を必要とする児童生徒への支援

【 根拠法令 】

「いじめ防止対策推進法」（第22条）

結果を教育委員会へ報告（第23条の2）

1. 年間指導計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月 | 年間指導計画 | 教職員研修 |
| ４月 | 『直入小人権宣言』の確認 | ○研修会（気になる児童の実態交流・共通理解） |
| ５月 | ○面談（通年：状況に応じて）  ○たてわり班遊び | ○ＳＳＴ，ＳＧＥ研修 |
| ６月 | ○Q-Uテスト（1回目）  ○児童アンケート（人権宣言に関わって）  ○全校人権集会  ○ケース会議（アンケート結果を受けて） | ○アンケート結果の交流  ○障がい理解教育の研修 |
| ７月 | ○いじめアンケート調査（１回目）  ○面談（アンケート結果を受けて） | ○研修会（取り組みの振り返りと実態交流） |
| ８月 |  | ○研修会（部落問題学習） |
| ９月 |  | ○研修会（人権教育指導研修会） |
| １０月 | ○児童アンケート（人権宣言に関わって） | 〇竹田人権・部落差別解消教育研究会研究大会  （低・高、二本の提案授業） |
| １１月 | ○全校人権集会  ○Q-Uテスト（2回目） | ○アンケート結果の交流  ○ＰＴＡ親子人権講演会 |
| １２月 | ○ケース会議（アンケート結果を受けて）  ○いじめアンケート調査（２回目） | ○研修会（取り組みの振り返りと実態交流） |
| １月 | ○面談（アンケート結果を受けて） | ○研修会（部落問題学習） |
| ２月 | ○全校人権集会 | ○アンケート結果の交流 |
| ３月 |  | ○研修会（気になる児童の実態交流・次年度の対応検討と申し送り） |

（留意事項）

※いじめ防止に関わる人権教育、道徳教育、特別活動の年間指導計画は教育課程に掲載。

※ＳＳＴ、ＳＧＥの手法による対人関係能力の向上を図る指導を学年の発達段階に応じて計画的に配置する。

※お互いの特性を理解し、認め合える集団作りをめざし、障がい理解教育の研修を行い、学年ごとに障がい理解プログラムの授業実践を行う。

※『直入小人権宣言』に基づいた児童のふり返りを定期的に行い、人権集会等につなげる。

※アンケート結果等をうけて「いじめ防止委員会」を適宜開催する。

※早期発見、早期対応をするため、学級ごとにミニアンケート等を実施する。

**４　いじめ防止の措置**

　（１）いじめの予防

　　　　　☆学級経営の充実**（「楽しい学校」づくり）**

　　　　　　・一人ひとりに所属意識をもたせ、どの子も大切であるという雰囲気の醸成

　　　　　　・子どもとの信頼関係の構築と、子ども同士の積極的な交流活動の促進

　　　　　☆学習指導の充実**（「わかる授業」づくり）**

　　　　　　・基礎学力をつけ、意欲的に取り組む授業づくり

　　　　　　・学び合う集団形成づくり

　　　　　☆特別活動、道徳教育、学校行事の充実

　　　　　　・学級活動の創意工夫　・心の教育　・自主的、自発的活動

　　　　　☆人権教育の充実

　　　　　　・人権尊重の意識　・自己存在感、自己有用感の醸成

　　　　　☆学年部集会等の開催

☆情報モラル教育の充実

　　　　　☆教職員での迅速な組織的対応の確立

　　　　　☆教育相談の充実（面談の定期開催）

☆教職員間での定期的な情報交換と次年度への引き継ぎ

　　　　　☆関係機関、地域、保護者との連携、協力

　　　　　　・「いじめ防止委員会」の設置と、いじめ防止基本方針の周知徹底

　　　　　　・学校公開の実施

（２）早期発見

早期発見・早期対応

アンケート調査

（いじめアンケート・Q-Uテスト等

情報収集

アンケート調査

日常観察

児　童

教育相談

関係機関との連携・協力

保護者等からの　情報提供・情報共有

教職員間の情報交換・共通理解

（３）いじめの対応　～具体的な支援策と対応

いじめられている児童へ

『共感的に受け止める姿勢で対応』

①つらさや悔しさを十分に受け止める。（受容）

②実態に応じた支援内容で、安心感を与える。

③長所を褒め、自信を持たせる。

④交友関係の確立を目指す。

⑤本人自身の自己理解と自尊感情を高め、自立していく支援を行う。

心理的ケア

いじめている児童へ

『毅然とした態度で対応』

①いじめの事実関係、心情、背景、人間関係、理由等を確認する。

②不満、不安等の心の葛藤を十分に聴く。

③いじめられた子どもの心に気づかせる。

④体験活動等を通じて、学級への所属感を高める。

心理的ケア

観衆・傍観者へ

『みんなを守るという姿勢で対応』

①グループへの具体的な指導。

②学級全体への指導。

　⇒「いじめは絶対に許されない行為」であることに気づかせる。（学級や道徳）

③人権意識の高揚。　⇒（人権教育）

④学年及び学校全体への指導。

保護者や関係機関へ

『迅速に、円滑に協力・連携』

①保護者の心情を理解しつつ対応する。

②事実関係を正確に伝える。

③学校の指導方針を示し、具体的な取り組み状況について説明する。

④信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

⑤子どもの立ち直りに向けた方策を協議し、連携して支援にあたる。

共通理解

連携・協力

**５　ネットいじめへの対応**

（１）「ネット上のいじめ」の特徴

ア．不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

イ．インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。

ウ．インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

エ．保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。ま

た、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、｢ネット上のいじめ｣の

実態の把握が難しい。

　（２）「ネット上のいじめ」の類型

　　　　ア．掲示板・ブログ・プロフ

　　　　イ．メール

　　　　ウ．SNSを中心としたサイト

　（３）掲示板等への誹謗中傷等への対応

**「ネット上のいじめ」の発見、児童・保護者等からの相談**

**書き込み内容の確認**

**掲示板等の管理者に削除依頼**

**掲示板等のプロバイダに削除依頼**

**削除されない場合　⇒警察・法務局へ相談**

（４）「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

　　　　ア．被害児童

　　　　　　⇒きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。

　　　　イ．加害児童

　　　　　　⇒いじめを行った背景や事情について、詳細に調べる等の適切な対応が必要。

　　　　　　　また、十分な配慮のもとで粘り強い指導を行う。

　　　　ウ．全校児童

　　　　　　⇒事例に応じて、各学年の十分な配慮のもとで、指導を継続的に行う。

　　　　エ．保護者等

　　　　　　⇒迅速に連絡し、学校の指導方針を説明する。今後の情報共有と、共通理解の徹底を行う。

　　　　オ．関係機関

　　　　　　⇒指導の在り方、情報提供、情報共有等、緊密に連携する。

　（５）「ネット上のいじめ」に対する対応の充実

　　　　ア．情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

　　　　イ．保護者への啓発と家庭・地域との連携

　　　　ウ．相談窓口の活用

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名称 | 電話番号 |
| 竹田市教育委員会  竹田市いじめ相談電話 | ０９７４－６３－４８３３  ０９７４－６３－３９３３ |
| 竹田警察署 | ０９７４－６３－２１３１ |
| いつでも子育てホットライン  （大分県） | ０１２０－４６２－１１０ |
| ネットあんしんセンター  （財団法人　ハイパーネットワーク　社会研究所） | ０９７－５３３－４１５５ |
| 大分県教育委員会生徒指導推進室 | ０９７－５０６－５５４３ |
| 大分県教育センター教育相談部 | ０９７－５０３－８９８７ |
| ２４時間ＳＯＳダイヤル  （文科省） | ０１２０－０―７８３１０ |
| 子どもの人権１１０番  （大分地方法務局） | ０１２０－００７－１１０ |
| 大分いのちの電話  （社会福祉法人いのちの電話） | ０９７－５３６－４３４３ |
| チャイルドライン  （NPO法人チャイルドライン支援センター） | ０１２０－９９－７７７ |

**６　重大事態への対応**

**重大事態とは**

１．生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

　　　　①　児童生徒が自殺を企図した場合

　　　　②　身体に重大な障害を負った場合

　③　金品などに重大な被害を被った場合

　　　　④　精神性の疾患を発症した場合

２．相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

　　　　①　年間３０日が目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査着手。

＊児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

重大事態対応フロー図（学校）

**いじめ防止委員会**

校長

いじめの認知

**地域**

・民生委員

生徒指導担当

**◇事態収束の判断**

＊被害者がいじめの解消を自覚し、関係児童生徒との関係が良好となっている。

継続指導・経過観察

いじめ解決への指導・支援

調査・事実関係の把握

**◇いじめの認知報告**

**◇調査方針、方法等の決定**

**☆構成メンバー**＊公平性・中立性の確保

　校長・教頭・生徒指導主任・人権教育主任・養護教諭・学級担任・関係教諭・ＳＣ・　ＳＳＷ

＊必要に応じて第三者（医師・教育委員会・心理や福祉の専門家など）

職員会議愛車の

＊情報共有

＊希望により、被害者の児童生徒、保護者の所見を調査結果に添えることができる。

【重大事態の調査結果】

**教育委員会**

**保護者**

①発生時

報　告

②調査終了時

報告

②誰から

①いつ

**地方公共団体の長**

③態様

**◇指導方針の決定、指導体制の確立**

（指導、支援の対象、具体的な手立て）

④学校の対応

**＊　再調査**

（実施の場合は議会に報告）

**関係機関**

・教育委員会

・県生徒指導支援チーム

・警察、スクールサポーター

・福祉関係・医療関係

＊指導・支援

継　続

収　束

日常の指導

体制の充実

**対応継続**

７　いじめの解消の定義

①　いじめの行為が止み、3か月が経過すること。

②　いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

　　　　　　　　　　　「大分県いじめ基本方針」の一部改正による（H29 11 13　改正)

引用・参考文献

　　　　○「いじめ防止対策推進法」

　　　　○『生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について』平成２２年５月　（文科省）

　　　　○『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集』平成２０年１１月　（文科省）

　　　　○『平成１８年以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料』平成２４年９月（文科省）

　　　　○「いじめ防止対策推進法」で学校に求められること　（教職研修　教育開発研究所）

　　　　○ 生徒指導リーフ「いじめのない学校づくり」Ｑ＆Ａ　（国立教育政策研究所）

○ いじめ問題対応マニュアル　（大分県教育委員会）

○「大分県いじめ基本方針」

○「竹田市いじめ防止基本方針」（令和５年２月一部改正）